天滿宮故實 上下

帝國圖書館藏
775
251

天神小影

贊曰

衣冠劍佩
儼然有臨
命世儒宗
忠誠貫金
松梅節操
風月胸襟
不怨不尤
孰識神心

貞享元年甲子仲秋下浣

紫陽後學貝原篤信謹題

曾4 775 23/1

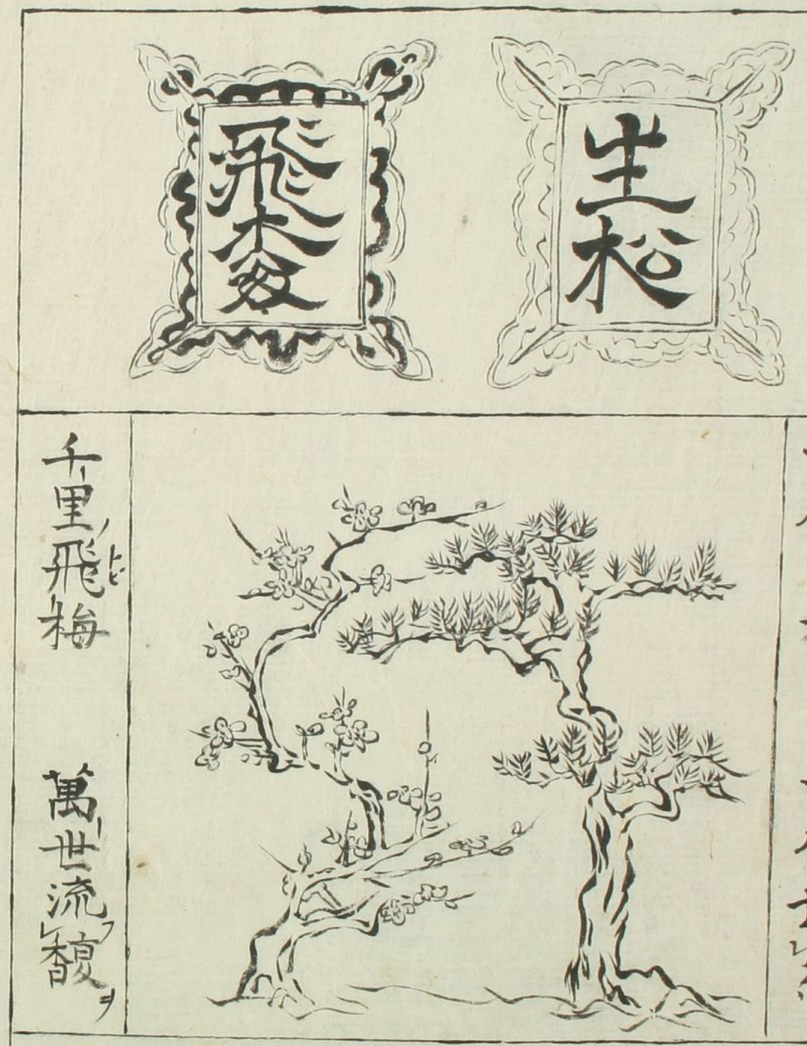

太宰府天滿宮故實序

誠者天道也神道也人道也非至誠則天道不行神道不明人道不立昔菅神有和歌述心誠則不祈而神祐之意可謂千載之格言也嗚呼菅神之德不可測也生則致四氣之升平而為萬乘之賢輔其精忠自誠而明矣沒則錫天下之祉福而為萬世之儒宗其昭鑒自明而誠矣大哉然後人以己心測之乃彼宮殿之災為神之怒彼讒慝之殪為神之誅而不覺

天怒天誅在冥〻之中豈不謂蒙昧之言乎若神明至誠之德何有斯理矣況又
菅神之忠誠豈有斯事乎羅山林先生嘗
作火雷神辨既糾其流傳之誤須日損軒
貝原翁自紫陽來而過於余偶袖兩冊子
示之顯曰太宰府天滿宮故實而謂州之
太宰府天滿宮自古祭祀之禮盛而及今
猶然也僕尊崇之而欲記其故實既久矣
比年以國字輯錄之京師書肆願梓行之
請題一語於卷首則幸矣余固陋寡聞不

任應其需故辭之然猶促而不已余復難
峻拒於是數日熟讀之其書始錄　神之
世系而自降誕至薨年之事實及俗傳之
說無不採摭終記宮院祭儀歷朝之故事
而考訂最精及卷末有為　神洗冤一章
到此措卷嘆賞焉余平日以林先生所辨
為千古之美事乃與斯論如合符且使世
人知之於奉　神之誠豈啻蘋蘩筐筥之
比乎哉余往年作　神之年譜欲辨斯事
故復喜余蓄思之伸也今有斯一舉而後

覺者無疑於 神矣不固美乎翁海西宿
儒而有志於興學業尊宗 本朝之儒宗
編其遺事顯之後世不可不嘉尚焉漫綴
鄙詞以題其卷端云 貞享乙丑春二月辛
丑日鶴山野節敘

太宰府天満宮故實巻之上

此書ハ天満天神の事をしるし菅
家誕生より今の世太宰府にして崇ひ
奉りけるまでの事をしるす
豊秋津洲の神明の威徳様々に盛にして黎民の
恭敬いと厚しさるよりつゞきの事むかしまされ
より今にあつくなりゆく末の世なれどもゝとの神
の御光くもらいとあらたなるものハまた
今のかはらずしかれば中に此天満天神の
ハ神霊の威霊なる邪にいちじるしく令名實域にひとく
こそましませ朝廷に股肱としてまつりことを補佐し
いまハ天下に敬仰せられて百世に廟食し給ふ儒
雅の才今古にひいて賢哲の徒卯部にあふれたし
延喜のむかしより貞享のいまにいたるまでの世の御年

三代と云へり。もゝ七百八十年にして、王莽いつはりて帝
位を奪ひ、光武帝の威德おこりて世ふすぐ
れ給ひ、文章ありて、世をすくはせ給ひ、
歴とかゝり給ひ、ひさしく世を治め給ひ、
なをりけり。東京の始は天智日命也。その後十四世の孫と
四帝光の宗孫なり。垂仁帝の時、南方に阿古風
おこりて、葬儀節なし。人死すれば、骨肉を
ゝてすてゝ、石崩れ、砂埋れ、殉葬はなし。
殉葬の事を聞と、豆人を作りて、これを用ひ、
ゝ。土師三百人をむすび、自領し、埴土をこね、法
地のかたちをなして、ゆゝしき人のごとくなれば、
感ずゝ、是を用ゝ殉人をなすべからず、
ゝ。土師の始と殉葬の人。

光仁帝の時、ようやく殉葬の古和の風、東京に生の名
ゝ。土師と改て、菅原と姓をせんとこゝろざし
給ひ、嵯峨淳和の時、天長元年の紀光仁帝 古人の子清公博学
の博士たり。紀令と斜的ちく義解と作る。大学に
ゝ延暦の初、博士たり。桓武帝延暦の中、遣唐使
ゝ。後命の後、公任ゝ清公の子是善よ
家業とす。文章博士大学頭となる。大学寮に
西の曹司あり。菅氏、氏ゝ曹司となり、清
と菅原。文学のすぐれたるもの。文治を行ふ
の始なり。延喜の孝経論語を作る。
ゝも論ずゝ。家遇行。文徒三位参議
なりて、東京の相公と称し、文章典礼
ゝ。時の儒家なり。菅原の家、世の白ゝなるゝ。菅

系譜と称す。

仁明天皇承和十二年乙丑。菱云淨蓮法師、幼き時より。父祖の家業を学び給ふ。当国の教を学び給ふ。十を知の才ありて。一を聞く。

古伝に云く。太祥の日。玄宗の勅なるかゆゑ。

ひろく南都にしたがへり。なかばかやの人。人に業

をうりかるる者多あり。花を敬ひ。庭を

あそぶ。ひろめ。ひろまるの法師。ひとしく

おどろきあやしみて。思ひいづるの歌のみ。

うたなりしかば。ひとまもるべ。同ひとしく

ふ父母もなく。部とかの。ぶれと父なつ

あんしよ。ふ行ひ。相云大にしるひ。ひこ

ひつるみ。ぶ。なもよ。やく。ぶ記入帝位

いう。花音。行ふ。代歴代編年まとめあり。

怪誕のことばいとまなし。

あ也法ちゆ。ちと。陰陽の二気。めぐ。人地

と生じ。ふれ。ふ男女。行ふ。

ちゆ。陰と陽化。いふ。

家紀。ふ。ふ。飛化。

なり。ふ。ふ。ぶ。山岡天照太神とぶ

と父母ぶ。ぶ。義とけ。ぶ。いづれ

すて後世。いそ。ぶ。上古の神。ぶ。

菱云の凡人。ぶ。父母なぶの人。ん。ぶ。

ぶ。ぶ。ぶ。化常の才。ぶ。

ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。夫小説の化。

文法天皇齊衡二年。菱云年十一。春雪ぶ。嵩。梅月

時と。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。

ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。ぶ。

問ひけるに菅公やがて月夜見梅花一首を作りてさしあげられける。
月耀如晴雪。梅花似照星。可憐金鏡転。庭上玉房馨。
菅公のおんよはひいとけなくしてかくのごとくなりければ人みなおどろき
其させ給ふ所を菅公の詩はいかで作りたまふらんとめでたきぞ
天安二年の年十四。臘月独興の詩と作り給ふ。
玄冬律迫正堪嗟。還喜向春不敢賖。欲尽寒光休
幾処。将来暖気宿誰家。氷封水面聞無浪。雪点林
頭見有花。可恨未知勤学業。書斎窓下過年華。
これより作文詠哥もどうしてありけるが
清和天皇貞観元年御年十五にて元服し給ふ。同
四年五月文章生に補せらる。八年の歳二十二才学
漸く進み給ひて秀才の材器世に勝れ。文章詩賦を作り。
和哥をよくし給へる事も世の人ならぶ者もなければ
給ひける。おそらく又我公に代るべし。天台の安恵座主
なりき。慈覚大師円仁のあらはせる顕揚大戒論の序
を作らせ給ふ。今に残りゆくて台家に此文を尊ぶ
こと。同年左伝を講ず。
九年文章得業生となり給ふ。十二年御とし二十六。
むつきには。菅公都良香の許にまうで給ひしが
人あまた集りて弓を射けるに菅公をよびてあはせ
しく。人々思ひけるは。あはれ此君は儒雅の家に生れ
給ひて文籍にのみ心を用ひ給へば弓矢といふ物は手にも取らせ給はじ。
唯学窓に向ひて経古の功をこそ積みたまふべけれ
射芸をばしらせ給はじとおもひて的を
射りて射させまゐらせて笑はんやとて弓矢をさし出
ぬ。かくのごとく射させ給ひてんやしかれば菅公さらば
とて弓を取て的の前に立て矢を取りて射給ふに
ける。的中られ諸矢あたらずといふことなかりけり

かくしばしほどへし。吉祥院にて元服ありて家人
これ思のおもふなることなれそれぞれにおどろかせける。
さて三月二十三日對策及第し給ふ。十東をもる第
なりしかや。これより著作郎となり給ふは
對策及第といへるは朝廷より其人の才学の志を試られてその問題にこたへ其文旨よく
ことわり明らかなれば是を甲科にあげらるゝなり
菅公の御母君伴氏。菅公の作業
を祝し給へる御歌に
ひさかたの月のかつらもをるばかり家の風をも
ふかせてしがなとよみ給ひしが。これをもて
おもひとげ給ひける。月の桂をとるとは及第する事なり。又家の風とは父祖
より儒雅の家なれば。家の名をおとさじとよみ給へりとぞ。拾遺集にみえたり。これより菅公の御名いよいよあらはれ
めでさせ給ふ
十四年御歳二十八。正月勅によりて存問渤海客使の職と
掌り給ふ。然るに渤海国の使来る。此月御母かくれ
させ給ふ。喪服の中なれば客使の職を去て。他人に任せらる。
十八年侍従となし給ふ。
陽成天皇元慶四年御歳三十六。八月晦日御父君卒し
給ふ。御よはひ六十九歳。此公年少著述し給ふ書多し。
家集十巻あり。又文徳天皇実録十巻を作り給ふ。
良秀も名朝なり。昭宣公勅をうけたまはり撰せられしと
いへども実は此人の作なり。又此公勅をうけて大江
の音人とともに貞観格式を撰せられける
七年御歳三十九。渤海国の使来る。朝議にて菅公をしく
かりに治部大輔の事を行ひ給ひけり。治部は賓客の事を掌る故なれば蕃客に対待
させ給ひけり。此時鴻臚館にて渤海国の大使裴頲等に対し
給ひて詩の唱和多し。裴頲と文才ありしかば鴻臚館
贈答の詩の序を作らせ給ふ。今来まいて殊恐他人
不預此勤者見之笑之聞之嘲之。嗟乎文人相軽待證

来哲而已。こゝに書せ行ひけるよりのち見渤海裴大使眞圖有感といへる題ふくに作り給へる詩。

自送裴公萬里行相思毎夜夢難成眞圖對我無詩興恨寫衣冠不寫情。

仁和二年四月十六日渤海使にて行こゝに行ふ。

紀略に行五位上行式部少輔兼文章博士加賀権守藤原朝臣[三代実録に式部少輔兼文章博士とあり]

他人これをなせず。今年渤海の使の上京の際の[略記に云]

那流文乃色に友府にありて行ふ言葉の法に[略]

うゝ詩を作りて[略]

低翅沙鷗潮落曉亂絲野馬艸深春[略]

七月二十四日[略]

て[略]

回日年又渤[略]

内京にまかりて[略]

寛平四年[略]

聚國史二百卷を作りて[略]

以下歴史の事[略]

[略]

今年[略]

[略]

八年[略]

二百[略]

[略]

三百[略]

[略]

八年八月帝遣唐使を[略]

春秋と[略]

[illegible]の天子を詔して、菅原英士に対して行はしむ。
[illegible]命をとどめ給ふ。[illegible]
[illegible]谷雅と志賀[illegible]の人[illegible]
[illegible]乃末世みな[illegible]
はるかに北方の使を[illegible]
十二月、渤海国の使[illegible]文籍[illegible]
[illegible]乃作り作ふ詩をみな白
[illegible]発途[illegible]人菅公の作り作ふ詩をみな白
樂天の詩[illegible]称美[illegible]ける。
七年、[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]菅公[illegible]
[illegible]十首の詩を作り[illegible]
[illegible]
送春不用動舟車唯別残鶯與落花若使韶光知我意今宵旅宿在詩家

[illegible]
文章[illegible]
八年、[illegible]
[illegible]
[illegible]十首の詩を作る事、既捷なる事を
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

すゝり水にひたし給へりしを見給ひて古今の
令旨と崇め奉りしけるなるべし。此句は三首あるうちせ
く十七字は文章にみえたり。
同年乃初春、大内記紀在昌、菅原の御門の御ふるきをとりて述
ぶ。東風和暖にして楊柳麹塵乃糸をみだせるは
さながら氣霽風梳新柳髪と詠じ出られたるが如く、かならず
次の句とはなすべし。又下の洗思をよまれけるに、向ち
は化を雪中にかくして、これをふるとす。ハ冰消浪洗舊
苔鬚と下の句とつゞけなば、在昌の毛も竪ちけ
てたりしがさんがふられしかどおくしきられ給ひ
助を得りと思ひていそぎ菅家によみ奉らば、在昌こ
そ佳對と感じ給ひけるよ。公の不浮をとくしたまへ中さん
にも。古の一聯を論じられたるに、菅公もうち笑はせ給ひ、
上の句をはなれて、下の句を見侍りて、下の句を尾神の

次ぎの句をよまつり給へり。かくて人とおさめ賣給ひてけり
ける作られたれば、在昌和く汗をながしたり。
又菅公の神明のおもてなるかに乃あらんさまにて
のるに其のくらぶべきに遠く及ばずありて菅公の神に通
じ給へりといふべし。感じて、これを恐れ
ある人のいはく、庭燎つらねて宮中より尾神の対
句を唱へしにはいかでかくやしくおそろしくば在昌の
佳對と菅公感じ賞し給ひて、下の句ハ人の化たる神
まあじく尾神の句なれば、不思議なる作ひけると
世の人はいふ。ひるがへしてむかしより。又
在昌作も侍れどく三千世界眼前盡といふ句を
作りてはやく対句を得がたりしに、十二因縁心裏
空と侍の神はしたまひてこいへるハ千秋の菅公なるんと
ちりしとおもいしはうちもてまさるなどいふべうられ。

九年に業房十二月権大納言に任ず。右大将を兼ぬ。
昭宣公の子孫なる時平と。大納言なる。右大将を兼
ねる。菅公の時平とは別人なり。朔政を執行ひ給ふ。時
大臣の友なり。大納言となる。朔政を執行ひ給ふ。大臣の職をつかさどる
ことし。七月宣旨宇多天皇に位を譲る。教に従ひ奉
り行ひて。朱雀院より閑院へ。おなじく。亭子
院へ。ひとつ中なりけるに。菅原の道真を称して
教に従ひ奉りつる也。行ふ。是醍醐天皇也。又延喜の
帝ともなる。治世の中。延喜の年号今に用ひ
ると。是なり。とうけたまはる。菅公の時平と。和れ
ぬ。幼君を
補佐し奉りつる。ますます。いよいよ。弟穆の
政とあげつる。行ふ。時平を二十七歳ごろ。
行ひ給ふ。世の謀多くなりぬ。時平は桑略記に見えたり。昭
宣公の摘み給ふ。累世執政の家なり。昔今

世一の位を定め給ふ時平の妹を当今の皇后に立て奉る。
昌泰元年に年五十四。左大臣を和泉国に流し奉り。
菅公は任地へ行ふ。京にとどまり給ふ。
もの山へ入り給ふ。
山ごもりぬさとこうあり。源氏物語
神代のことなり。
二年に業房十五。此は菅公の才学を約のなれば
此年ひうごうせり。二月十四日右大臣を任じ給ふ。
右大将元の如し。菅原の時平
菅公と菅原氏なれど号し給ふ。
左大臣を任じ給ふ。右大将元のごとし。菅公は儒家
より出で給ふ。台閣の位にのぼるはやすからぬ
ぶ。きわめて。二月より三月中旬。三度び右大臣を
辞し奉り。上表し給ふ。天子許容なし。
表の文。いとく。伏願陛下高迴聖鑑早罷臣官非唯

不食志於匹夫亦復得從望於衆庶亦二の表ありく。
伏願陛下追迴寵命賜解臣官改授其人俾賢得路
亦三の表ありく。伏望睿覽降臨宸衷曲鑒創臣官
以全臣福掊臣寵以保臣身とうつ書せ行ひらるべし
十一月六日。磯村一千戸を減ぜん事を乞て上
表行ふ。三度上表ありく。たゞちに辞し奉る
を減せんとこひ奉る。友添たる辞し行ひ給ふ。山陰
の道を行ふ。十月紙うつ四事なり
二年寛五十六。正月二日朱雀院の右大臣宣うつ。
碓氷の天皇羽翼の約事ありし。菅公使し行ふ。
この日上皇みうどにたゞせたまひ給ふ。右大臣ハ。
年ゆくオうふし。天下はらむ不なり。当代用ふ
行ふ。ゆくしうつ。持。菅公流刑しく。関白の職を
ふ。清代は行ふ。対年とうつく。

執柄の職を昇らむ事尤の物なりとかんとかば。
かくゝ海ゝ中さ物ひられば。お宮もいふとて
とのふるそひはせて行ひなくゝ力及ゞ世ハ
ひくゝ。ぞるやゝぬ。百ゆうて御せでれくハ。
人いかゝ。なやそひ行らるん。詩の部をきびてん
やゝ中さ世ひられば。みうゝげふとゝ。ゝ。
事は御聖中ゝいふ句の歌とゝ下けまける。菅公
ゝれいう詩と作ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
宮并宮后ゝ右ゝ後を物ゝ。栄耀み多ゝひな
ゝ行ゝ世ゝ。後ゝ御年ゝ。
いはゞゝゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝれけるこゝ
八月。菅公祖父清公ハ文章を以て名ゝ行ゝ
文章とゝ。ゝ。先。二代の家集ゝ。ゝ。二十八ゝ

菅家文草十二巻と編て朝廷へ献じ。即ち見そなはし給へる。
みかどいとめでさせ給ひ。睿感のあまりに。
御製の詩を給ひける。
門風自古是儒林。今日文華皆惑金。唯詠一聯知氣
味。況連三代飽清吟。琢磨寒玉聲聲麗。裁製餘霞
句句侵。更有菅家勝白様。従茲抛却匣塵深。御自註云。平生所愛白氏文集七十巻是也。今以菅家不亦開帙
みかどよりかくのごとく
御称美ありしかば。人々これをうらやみ思ひける也。
まりて此年又菅公の聖名をとゞろかし給ふ。
此時に當代の御沙汰あれば。いかにも才学も
菅公にならぶ人もなく。活りけり。菅公は。
此年うけ給へしもせりきくれめそかくらず。
御心をかけてとかくこゝろにまかせはかり給ひ
とやかくのあつかひ御くへられやすまひおもひける故。

此年見ることもしらしからくやまひにかゝりける
前に天皇の御母方の御おぢ藤原國藤原菅根すで
ばかりしひて術を行ひ菅公を調伏し呪し殺
さんとはかりけるにて勅宣と称し陰陽寮の
役人をまねき冥府を祭て呪咀の方に小山卿神祇
とかくして厭術の物をとりつけけるまでも
術をしたれど呪咀にはかなしくなりて後に菅公
とかく菅公をうらぶけんとしけるぞまより
されど天下を御治め給ふ時にも菅公を見して
従ひを君子敦に親まれゆづり給ひん事となん伝へる。
菅公あらく陛下の御年移りまかりしませば御纔
位の御車をいまとそこしや給へんはと給ひ
しかせ給ひける。年へて後御纔位給ふ故。
さて後に菅公は作を合せもけり且菅公いと

をるもをそく長くせ行ぬ。ぞうの
ぶ行なかるべし。さて五十せ
行ることのんとうを見ずして奥に出
関ぞ大臣を奥の大臣ぞうと
行ぶ。しかしひ時年奏関せるハ
ぶ張住と大臣ぞうと山ぬ
に三ヵ月せんこの法ぞ浸間の潮ぞう
しや。毎世記ハ南ぶ時ぶ
ずぶ行ぶ。ぞを行ぶ
ぶるかる。偏聽生姦ぶるハ
ぶるかる。
延喜元年四月元日鉞ぞ
潮とかるの動かり。法ぶ
下ぶ行ぶ。元愛ぶ
時年法とかぶ。元ぶ
奏ぞれるハ大臣

練ぶ。陛下おそいかぶ先と
下と廢ぶ。毎世記ハ
為一人ぶ摂政と
ぶ法云れぶ
ぶ。ぶ時年号ぶ
耳為ぶ中れぶ見虜受ぶ想ぶ。時年
ぶ。ぶ。元ぶ
ぶの。ぶ。ぶ
ぶ。ぶ。ぶ
実長ぶ。ぶ。ぶ
行ぶ。二十八日大臣の友識と山れ。友云と云事
ぶ行ぶ左遷ぶ。宮ぶ行ぶ。
平成元年。天平十六年。筑前の国。法西府と言ふ。これ
ぶ。太宰府の号。九国二島ぶ政務ぶ。
ぶ。実國。藤原の高藤。ぶ行の師ぶ。
大臣ぶ人左遷ぶ。ぶ。

菅公ハ才徳古今に秀させ給ひ。四海を経営し。天子を補
導し奉り世に類なき忠臣なりしかども。讒侫の偏とバ。
おとしいれさせ給ひて天なかり礼命おこなはれ。とかせる法し
なれ共勇なきバやさしき心の外もなかれとも知らず
かねておもひねたましみ給ひ。叢蘭茂
らんとすれども秋風これを破り。日月明らかならむ
とすれども浮雲是を蔽ふ。人君忠ならん事を欲すれバ。
讒侫これを覆ふとかや。今この帝は明君
なれバしかすがに未の世までも御名ハ紀給ひ代の君とし
中古延喜の御代と称し奉る。仁聖の御政
なりしかども菅公の御事のみぞ聖徳のきずにて
御座の後と仰せられしやうに御ハせまし
とそ御心かけさせ給ひける。然に此平の御代の太平なりしも今は
何となく乱れゆかんとす

並に和漢の書籍をもて菅公を左遷し給ふとかや。

みじかくしていまだ充ちたらず。しかれども家々の諸説は
読み尽くしたり記させられやすきことにて。なされ
けれ。時平の御事には思ひ寄らぬ。いかにして。
一言なり淨蔵法師は御伝へなり。
やすからずおぼしまさせ給ひ未だ何代の代にもなき

ことはりとて三善の清行朝臣ハ術数に通せし博学の人
なりしが菅公にむかひて去年十月二十一日式統十
菅公に書を奉りて明年辛酉は天運かはるべき
年なり。元暦記經。易緯。詩緯なとに本つきて言ひ
信ずるに足らず。さりながら寵栄をかくの
おそれの御身にて候へバ早く位を辞して退き
とのがれ給へと申されけり。菅公もほいなく思し
召されけれども主上の御恩の深きをおぼしめして
了ぬ位を辞し給はん事をなされず。たゞ天下の
民をやすくせんとおぼしめして忠勇
をつくし給ひけるに時平の大臣は安危にかゝはらず

三用なりしかや。明衡は除目のためにまゐりたりけるに、
善相公乃先見の明とぞ人々かんじ給る。
菅公よりの宣ふ。一首の詩とよしてまゐらせらる。
みなかれゆくけしきとなりぬるも君意ありし
しかるにこのたび上皇ハ菅公左遷の事を知ろしめされ。
みかど御ゆるしなくぞ左遷ととゞめさせ給ひて。
同月晦日朱雀院より内へいらせ給ひ、清涼殿の御前より
みかど菅根朝臣とゞめまゐらせけしからぬとて作より
なれども菅根朝臣そこに侍りて時平朝臣菅公をとゞめ奉らん
とのことなりしにいひし上皇庚申の御遊に。
御あらたに菅公をつかはさるとも遠御かへし江談抄に
かくかなしく、かくしも参せられしかば、みかど
おほかたのおぼしめしも針箱(?)をもちてのおの
御殿をも人へとられて清涼殿へもいらせ給はず

給へどもみかどはおほとのごもりしかば、なくなく御憤を散じ
給ふことなくてぞかへらせ給ひける。
二月朔日菅公既に配所筑紫へおもむかせ給ふ。
御子あまたおはしましけれ。女きんだちハびこうとゞまりぬ
男きんだちハおほくはなされ給ひて、位もとらせ給ひぬと。
されどもかへすがへす御つらさかなしかりし
さのみにもあらず、ほど経てハ御子ともに同じ所にゐ給ふ。
つかし。姉君ハ是非に入て、さこそのこころせめて、
れとおぼしけれども力及ばず。されどもいかに命ありしと
うしろめたくおぼしめし嘆きくちいさき君たちを率て参らせ
まゐらせ給ふ。同月廿日もゆるしなし。先に給ひしハ、
給ふべし。下つ方に趣き給ひ、菅公の御子たち凡二十四人ありけるがその中に
年わけ給へる男子四人ありけるが、それぞれ国
國々へ配流せられ給ひし也。嫡子右少弁高視土佐に
左遷せられし二男式部大丞景行叙爵す。三男兼茂景茂四男秀才淳茂。小の御方を
給ひて見ればおほしけれハ御涙をこぼしむせちてず

くませ給ふよ給つのまゝ眼して給さにぞひはぐを経
ふつぐれしき車にて渡る也。さまざまの事ありひ
そくつう世とぞ今さらに給ふ物もめる時のぞいりすて
ぐされこゝろあれはいやしく庭むごしそれに此はさ
そのあらしく人のふかられ人くならや給ふ中よし
深きうちの車ばかりくれにてゐる旅給ひて帰る。
世給人めぐる人々もぞすごしてむすしはあれ
すりかくらくにすゝ給へは家すれ世の今は
うたゝの御行も思ひしかぼし机の若き乎人てく
信州給ひし紅梅殿を左右させ給ひしは宮も
し給ふ何給ひ給ひ流して此文ぶを給ひせたる
御しが所あり
まちあらじふるひとこせよむめのされ給ふし
林しらく君がつまれず。拾遺集付を飛じくはべるも

流をされども名ぞも人をかどろくはぞうひあ
れて増毎よされ給まつ給をとつくさしめ此洞をそのくぞ
いふ事なし。甚此京のえんなる家しけとぞなる今
今すごくもはされもゆるうのりぐ世こそうてせ
人をはしまりさて小さき月やさをとぞさうしみせ
れどかとさて前を御ふひてあしせんと何めらひ
かしと君つすやかしうかへとすくれさらまの此方
よりろくられりし此文の道てうちくらきあしにかせつこ
きさてまして給ふ
ゑつすむ庭その本末代ゆるくとくあらしきて手
つりみしてや。江境有れ我此所に八杜子美が杼樵終南山。
回頭渭水濱しける詩の意をむしくえんで給ふ。旅泊
の懐を述させ給へりける。二十八韻の詩をと尺なよし。
給つろのうちありければしもを覚て給ふ。

自従勅使駆将去父子一時五処離口不能言眼中
血俯仰天神与地祇とこのうたは二總ずり。菅公を
仁明文徳の御宇にさぶらひとげるをかくしたまはぬの御
はからひ管仕し湯武光孝宇多の御世をへて今の御代
まで御めぐみふかく六代の帝に仕へまつり昇進
滞りなくして祥瑞とこえて位従三位にのぼり官は
大臣となり万機をつかさどり公の才徳は世に越えて
人々みなこれをたふとびもてはやしき世にも稀なれ。
あやしの下賤さへ思ひよらぬ事ども思ひしらせ
才徳ある身のかなしさは罪なくして左遷のおもむき御沙汰
ありて西府にて謫居し心もこころならず御湯に御居
事。書はよそにせよ筆を染めしなん、にぎはひにむかれ
きこえ去と、かくしつつこの中せざる日のなくてなげき
の多かりしを人のまもりに、かくありぬる人をなびきし

うらみのひと言もいひ出し給はず世をも只すぢなく梅をしたひて御歌に
西代南家なりけれども、ひたすら御身の上のことの
御位なくて、御みなりを、ひとのみしれじとぞ、うちかれし人
歎きのかげに此世の外にうつりしものあはれなりしかども幸
の去人と御心のこれとなちまつもしらバ西京見をと
いにしへより世溷濁にして清す御の翼と云しらし
千鈞と御しき人人、ありて、賢者を忍ずし、あく
嘆くのみ給ふなり。廉貞と云しんこそいひ給ふ。古も
人やむしろくくこの四國をさして殉死し
おもひしや賢哲しくどもいはざりひとのかれ
ありなからそれもも菅公の詔ありてより於の
うち騒動しきらくの人怨仰せり。又菅公の御事は
法日まけるへこそされ正嫡せしれぬべく業をうけし学
生をもみな放逐せしかべしとなしかバ人くらも人歎ぬ

けるに善の公書とて、比年ていふこと言はるゝやられぬ。意見封事
[illegible]
河内の国土師の里に菅公の御祖先住ませ給ひし人
[illegible]
[illegible]鶏の鳴かざりけれは[illegible]
ありけるに[illegible]
つまりけるに[illegible]鶏[illegible]
給ふ。太宰府の里にも今に鶏をかはぬとかや。土師の里、今は道明寺といふ
これ天神の御社あり。村上天皇天暦元年[illegible]
めでたりけるとなん。
播磨の国明石の驛に[illegible]
[illegible]
驛長莫驚時變改 一榮一落是春秋 [illegible]
[illegible]

筑紫の国[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
後人の社を建て[illegible]天神と号す。
太宰府にて作らせ給ひし詩を述ぶ。
離家三四月 落涙百千行 萬事皆如夢 時時仰彼蒼
西府[illegible]
[illegible]
[illegible]
年月を[illegible]秋風[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]夕[illegible]
夕されば[illegible]山[illegible]

[illegible]代編年[illegible]。又雲[illegible]
やうにつれなくひゆく雲[illegible]
角のまゝぬけりとて世を捨[illegible]
月のあるに[illegible]。

[illegible]角[illegible]水の[illegible]
らむ。角の[illegible]。[illegible]
[illegible]
きぬむ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
多年今年九月十日さらの[illegible]
[illegible]
公年今夜侍清涼（自註御在所殿名）秋思詩篇獨斷腸（自註勅賜秋思）
賦之臣詩多述所情賜御衣今隨身在筥中故云也詩歌後集にのせり或説にあり九日の他に今
因賜御衣今在此捧持毎日拜餘香（自註宴終晩頭）
[illegible]
[illegible]
[illegible]

北地園敎客寄屋紙裏生薑稱藥種竹籠昆布記齋
儲不言妻子飢寒苦為是還愁懍惱余敘玄一百劫の
詩を作らせ給へる。うれしき御句にいとく。　生涯無定地
運命在皇天
延喜三年二月廿五日　大宰府にて十九夜
ながつきやかぎりしらるるこよひかな
はつかまつ人のこゝろの
なれとうひとれく時雨ひ行くいとれ
をすくれつゝもとれとかぎるいぬと
でゝ見れはわれくさうれ　ぬやはあく月
二十あり今の板寺乃比ゝ
人くゝ比ゝ　ひく　愛てゝ　歸哭
風ゝ　ゝ　情を
ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

貫之ハ、家々に伝ふ。俳諧をよみおくりてしが、
紀氏の貫之を師とし、行ひ澄ませ行ひて、書
くことを不須とし、津守氏、宗教を天
下に多くひろめ、住吉世とかの国にて、ひろめ、
るまで、紀氏の大儒とうたはれ、菅丞相
上京とて、詩賦文章ともに、佛門にも
ともに、世にすぐれ、深房のおと
ろを作りて、詩文を作りて、
詩文を作りて、貫之の文章、三号す。九十三年あり。
その書、今世に残りて、うたうち天子と上皇に勅撰
て作り、作りて詩、昌泰三年八月、新集を撰
ひ、より後、菊府にて、詩をあつめ
也。貫之後集、或後撰、
八首を、西府論中の作、延喜三年、紀の

中納言、参議、詩人、詩仙、白楽天、詩をよの
中せ、作りて、作り、作り、詩の神、勢帰
角、元和、長慶の風、文今の作、
とて、又、温庭筠、詩の神、
ひと、詩せけり。
世、ものつくり世ふ、
多く書のせる。貫之の作、
作り。貫之日記、文選、
その門、のよ紀年、
の跡年、作家、
編集、説、ふ、
帳、作、
の作、作、
面、作、

貫之、玉義之が墨寺の
作、延喜
作、
作、
作、
作、

[illegible]の[illegible]あるべし。又高野と[illegible]
[illegible]ハ[illegible]せられしとぞ。菅丸[illegible]
[illegible]。[illegible]諍[illegible]
[illegible]で[illegible]
[illegible]ハ[illegible]菅丸[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]。

太宰府天満宮本寛卷下

世[illegible]は菅丸[illegible]て神[illegible]せられしこ
[illegible]の後此年を記せり。
延長八年八月十九日安楽寺[illegible]菅丸[illegible]
[illegible]の味酒のあ[illegible]と[illegible]
一説に菅原[illegible]の末とつたへ[illegible]
[illegible]と云[illegible]廟[illegible]の字の形を[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

天文年間に死し、天正年間に移す。

又いにしへの河内守ときん、山城守こと、天正年間に死し、二位の宗廟に祀られ、其号を教号とすれども、是二位の宗廟になる人、なほ多くあるべきことなれば、なほ古事の御しるべなる人、なほ多くあるべきことなれば、なほ後、菅原氏物とうせたまひ、かたがたの社家、菅原氏物とうせたまひ、ありて七年をへだてしてその祭祀をつとむ。後世門院の河内、菅公九世の孫、菅原喜昇とひとり人、四位をおみとしつかうまつる。西府くだりの社職をはじめ、祭祀をつかさどりたまひ、祝詞をつかうまつる。信貞と号す。なほ嫡子を信昇と号す。なほ嫡子を信昇と号す。又、小名拾小名拾、おのおのおのおのの孫、今に絶えず、社務職なり。菅公の祖父をとなへ、法名を道真と号す。

菅公の祖父をとなへ、法名を道真と号す。

世に名をあげたまひ、官位をとなへ、法名を道真と号す。

仕へ奉りたまひ、官位をとなへ、法名を道真と号す。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仕るべし。同時老翁老婆院と云ふ。これを勅命よて
修造仕りける。世人これを世のみ[illegible]勅命仕る。院
と云ふ。仕せ給ふ。あぜくかぐ死し。くあるべし。
時と云ふ。いよく悪家の事。
一條院正暦元年朔旦より菅丞相正一位大臣となせ
給ふ。勅使菅原輔正朔旦。本紫宸殿に扁額と金
字書とのせ給ふ。よりける。
世の作りていく。詩書とのもとをもとりもちわ。多
[illegible]。一首の詩作り。昨為北闕被
悲士。今作西都雪恥尸。生恨死歓其奈我。今須望足
護皇基。又西京記曰。詩書とよく[illegible]時端石
[illegible]。文字作りて丑故のごとく。文字作りて
[illegible]。菅丞相と詩[illegible]行ふ詩也。詩[illegible]
[illegible]。詩と又拙酒[illegible]。

菅丞相は詩。紙代[illegible]
[illegible]。[illegible]
作書のこせるもの。[illegible]
信[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

之後かつ和く慶長を以て多年
御門流形法二年沙汰を医房卿に
下し給ふ。同康和元年に於督義忠の事
家系の法系を以ひ二十一日神殿をかつに浄妙
寺を建て宗淳所
今を板寺と号す。二十七日神楽事府
日に礼をなす。傍士
と云ふ。神楽本とする所なり。
所に竟宴と云ふ。神法賛遐年と云ふ。
序を以て督
中ふ。
二十三日
神殿を
内外の絶を
城廃系と奏す。宮内
つ行ふ後神楽
なり二十八神楽の
るよりも先延す。
抜をかすに次
て不まく
人見も忘れ
ともに
ふ。
十二人
絶えぬ
神楽
拍子

等神饗の儀式行はるべきこと。笛二数のごとく。
ひとり板寺まで道のほとり。吉乗を奉ず。主殿の神
三座をひく。ひく。入方南面にのりて供奉
まうし三度なり。ちよりけりそのひと神人ひとり。庭に
立ちて。ひとり。ひとり。神饗まうしまつる。
八さいの者ども。板寺まゆ。つぎつぎ。むかへまつる。
おのおのまうしまつりて。ひとすぢ。ひとすぢ。
厳命なれば。多れもみな。
ひとりひとりの夫給男女神饗をたれかむこと。
よの数。山ゆいに。毎年おこなはれ。
はじめは。庭にひとり。ひとり。
笠をまうけ。一年に二度
のはまりそ。ひとりやうに。
そこん。奉仕。
なりぬべし。医房の初。
さ五。ふ。
八條院仁安二年。
はじめ。毎日おこなはれ。
神菜の供膳。
白米。八十六膳。
かくのごとし。又年号。
板寺入。神饗。
夜食。
戸ひらぬ。

笠をまうけ。一年に二度
のはまりそ。ひとりやうに。
そこん。奉仕。
なりぬべし。医房の初。
さ五。ふ。
八條院仁安二年。
はじめ。毎日おこなはれ。
神菜の供膳。
白米。八十六膳。
かくのごとし。又年号。
板寺入。神饗。
夜食。
戸ひらぬ。

神社の面白うて小宴の宴を行ふ。曲水七夕
殊菊酒これなり。此日別当以下社人悉く一所に
つどひ詩を詠じて久人詩を取て詩会を行ふ
[illegible]
内宴にお楽寺乃至廊に行て春宴悦者少らく[illegible]
くも亡言の詩を序を作ふ。此度のくに
夫安樂寺者。菅大相國之聖廟也。形勝冠絶於四海。
靈驗鼓動於一天。（出続本朝文粋）又康和四年乃至医房に安寺
[illegible]
[illegible]水の高を行ふ。[illegible]
[illegible]。[illegible]女廟荒春竹染一掬之涙。徐君墓古秋松懸
三尺之霜。[illegible]白枝[illegible]乃廟[illegible]
[illegible]。[illegible]時医房[illegible]
詩一首を作る。此四百白[illegible]
[illegible]

[illegible]れを称して又西府の詩一首[illegible]二百白[illegible]
[illegible]中に[illegible]おのゝ[illegible]度の高も
[illegible]。今名は七夕の和の会[illegible]
[illegible]。二十四日小弁の会[illegible]社頭[illegible]月次
連歌[illegible]。[illegible]月[illegible]又同[illegible]
[illegible]。[illegible]小一会して連歌
を[illegible]。四月七日[illegible]
[illegible]。[illegible]法華[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

おつ。こまとうち申ぶかく所にいたりて。石にてうくるをうつ。
捨つるをうつこれ所のこの所にて紀ぜ寺の所にて所の人
所にて元亨釋書にいはく八みちの人とバなやまされて。
多人。よの忍ぶまねて。石にて作りたり。
今の社頭に大きなる。小きなる。石にて作る。酒の石。此所に
ことふ。ぶ。ぶ。ぶ

村上天皇天暦元年六月九日に[illegible]めく御ようす[illegible]
多くまつるべき[illegible]なれば[illegible]
近江の国に[illegible]神支良[illegible]男子右帝九[illegible]
七条[illegible]流し[illegible]の[illegible]
われひとり[illegible]
松の木かひ[illegible]ずれ[illegible]
とと[illegible]後[illegible]
[illegible]
[illegible]

年紀まことに久しう成ぬれど
学校たえて廢れ
今は只学校の所とばかりの事
なり。延寶丙辰の冬
紙文学の志あるにんにんの
殿のいはけのおとうとに社の文庫と一字をめぐ
しるし給へり。所望とて
ふるき紙文その外うら紙
また見せ給へ。いみじき神寶なり。
時代のたより定とうつし
云とも
病ありて
延長九年四月四日大臣
初ひすめ給はと早世し
保明親王薨し給へ。同年八月
延喜元年三月太子
貴屬多
薨。

こゝに
法藏
わかるゝ
清賀
帝世
大納言藤原
雷
雲
天元
二十九日
同二十九日
天元四年
延喜寺
檀林
山
法
大
天
延喜寺法隆寺檀林寺。
山のさきの
遊
世
行

世の乱れ行く事を神も正直清浄和
の徳あるを光と成り給へり光を尊び国を
治め給へり茂る吾が行ふ道は国と
聖賢の言ふ所を学ぶ国を治めんとする人
は道を学ぶに道とは命を重んじ
次に慈愛を以て人を愛し自ら
慈愛と言へば行ふ後に人を愛
する者なり人を愛するは
行ふ人を愛する者なり
行人やすし世に人を愛する
人を愛する者を聖人と
云ふ聖人の道は国を治
める人の道なり

今世は物質の時代
なり物質の発達
する時は人心
の思慮の時なり
人心の思慮の
人を神と
なす人心の
思慮の神の
ひしめく
時なり
神のひしめく
時は人心
の思慮
の時
なり
人心の
思慮
の時
なり
人心の
思慮
の時
なり
人心の

たゝこれ半とぞいうべしくれぐれかくおもひ始めたりけるに
つぎつぎとぞ海くれたりおもひくに菱屋乃ちゝ
ゝゝやまりとぞ世こぞりて雷同してひとしく
やまるすゝん菱屋乃後こゝに
ゝゝ一人ゝ徐ゝ行くせ
ゝとゝ不幸ゝれぐしかるに小人のゝとを
更ゝらんとゝゝゝ菱屋
義ゝゝひゝゝのちゝゝ
つゝりひの可海くゝ海るゝとゝゝ
ゝれ菱屋ゝ然ゝ
ゝゝゝ海ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ

東海有孝婦無子少寡養其姑甚謹其姑欲嫁之終不肯其姑告鄰之人曰孝婦養我甚謹我哀其無子守寡日久我死累年壯奈何其後毋自經死毋女告吏曰孝婦殺我毋吏捕孝婦孝婦辭不殺姑吏欲毒治孝婦自誣服具獄以上府于公以爲養姑十年以孝聞此不殺姑也太守不聽數爭不能得於是

周云乃菱叔菱叔ゝ海ゝゝゝゝゝ二年乃後天ゝ
ゝゝゝゝゝゝ

于公辭狱、玄菟太守竟殺孝婦、郡中枯旱三年、後太守至、卜求其故、于公曰、孝婦不當死、前太守強殺之、此冤未已、於是殺牛祭孝婦冢、太守乃自至焉、包胥哭秦庭、以下自至焉、天立大雨、藏豊熟、郡中以安、人とやはれとひとんあり、此益敬重于公、西漢孝宣帝時

なれどうらうしゃ。ぞくにはたさがり
ぎうしゃ。ものいふこともふれるうびらせめる
ぎうしゃ。ぞくにはたさがり
ぎうしゃ。ぞくにはたさがり
ぎうしゃ。ぞくにはたさがり

行つるをれとつらうきまたるこゝろ
ゝよのゝんうをたてさぐひく。ゑ弟ふ西とつ（お平ようる
うなもゝとむ〜〜の伝ふ。菱公意一行ひく後ろ伝金
むをふ山の法性仏当宗ふ〜〜ふ〜〜て行ひる。
ゑ子で〜〜帝釈のゆるされとう〜〜ゆ〜〜民默をはく
のうんとゆ〜〜行ぐ〜〜ろ伝時。師乃法力紙をれも
ぜ伝ひろふをゆせられ。当意ふ〜〜て〜〜だをせふ
ゝ〜〜ひ〜〜ゝ。卒土ひ〜〜られ王民なるべふ
ゝ〜〜ゝ。帝のミトリ
ゝ伝ゝ〜〜ゝるゝ。なぐる後〜〜ゆ〜〜んやゝ〜〜ゆ〜〜ゝ。菱公
角ちゆ伝ゝ〜〜ゝをたゝ〜〜て〜〜ゝ行ふ〜〜ゆ〜〜れま（ま
ゝ〜〜。石仏とゝ〜〜て。ゝみぐ〜〜ゝ伝ゝ〜〜ゝ伝ゝ〜〜ゝ。
化ゝ〜〜ゝゝゝゝゝゝて。ゝよりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝと。当宗深水乃中をむすひく。ゝ大ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ〜〜。今ゝ伝ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

まみえたひ給ふのゆゑ伊勢の宮よりあらはれ給ふ
ゆゑなり衣袋をひらくに伊勢
ゆゑなれ給ひし法衣なり。是神力をもつて家より入
て伊勢よりまみえたひしなり。此流れ
めぐ天神交衣記と云又は菅原好園
福昌寺始め開基の時いてゝ
菅公の御像なる事世もまれ
うりぐ。ぞ法と人にかこつ
くせ下にひたすらたのもの
ゆゑをとりぐひ。菅ぜんと
す。道記をとりてうるはしく
のたまひ。紙はるのごとくに
道とをれる人を菅ぜんぐ
行ひ。道とをぐぐ人を神と仕りて正とす

ぐ。力を給ふまぐ。ちうす。ちうれと山本ともふ
は云をぐ。
天正六年十月神殿法堂建
宮殿の様。吉橋氏ことれつ
せ定。時幸府に陣せり。秋月氏の人
ありぐ。ぐりの小殿は大を付
付けるとなんかの大とうれ
しまや。その一殿を秋月氏
さ記。天文十九年より火災ぐ
いぐ。せぐ。天子勅願ぐ
のぐりに菅堂法院の
ぐ。夜の火災に。れ殿
ふける。今ところ
いう。定。

小本

小本八宰府の小なる。
と菅家氏秋月氏の人
秋月氏の図は
ぐ。ぐりの小殿は大を付
ぐ。その一殿を秋月氏
ぐ。天文十九年より火災ぐ
ぐ。ぐ。天子勅願ぐ
ぐ。ぐ。菅堂法院の
ぐ。夜の火災に。
ぐ。ぐ。
ぐ。ぐ。
ぐ。ぐ。

西海道九州と年ぜ流布の国とて大はせを行え給の
ゆゑ門中納言隆家卿よりの領ぜ法華ゆゑ
ぜ名となる仏殿なり。そ後と修世の中をたつかの
ゆゑ一ゆゑも。隆家卿神殿のおしまさぬ事と歎給
ひ。四十九年の比ほとあてゝ社を建ぜらる。今は
神殿是なり。又三笠の郡の内より神田二百町
寄附し給ふ。又原田年間隆家卿多賀国とその義
ゆゑ原よりゆゑ。四度おし。年とゝく力ゆゑ行
ふ。秀俗の河。神田と減ぜらるゝ。神事祭礼又衰微
せりゝ。是田流布る源を敬ぶゝ。英武なる
ゆゑ。ゝ。ゝ。ゝ

て如水ハ等々九年三月サるにさいとゞ四月九日ハ
うり紛ひ処。社宿うりはめぐらのはつ沢を経〳〵ぞ〳〵の
三長月盛りサるふゝ。連歌所よりとゝ〳〵けどひく。
如水のゝ光よ。遥懐なる色奇を泳するゆ。今ゆ五りく
毎年ゞ所〳〵法神の履歴ゆとゝ〳〵ゆ。ゆとゝ〳〵すこと。
ゆふゝゝゝゝ処かゝゝ弓処ぐゝ多沢神の古津を尤やすく
ゆるゝん古ゞゝふかゆ古ゆれゝかゝゝゝゝゝゝ神
の沢ゝよりむよゆんやゝゝゝゝゝゝ処ゝゝゝゆ
ゆなれゞゝ尤ゝゝゝゝゝ国よひよ礼宮。此保神の数
法ゆいゝ処ゝゝて山ゆゝく水なゞ沢ゆとゆん考よ
ゆゝひ京尺俯して剛ゝけゆゆゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゞゝはれゝゝゝなるけゝゞゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝく角ゝに沢ゝゝんゝゝゝゝゝゝゝ処ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝはくゝゝとゆんゆゝてのみちゝゝいるゆゝよゆゝく

にうむまゝゝゝゝゝはゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゞゝゆ書ゝゞゆゝゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
沢ゆくゝかゞゞやゆゆゆゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゆゆゝゝむゆとゞいゝゆゆみ門のいゝふゝゝゝゝゝゝ神
の沢ぐゝと考世ゆくゝに沢んまゆゆゝん沢門の
ゆゆひのゝゆゝくゝて河沢よゆゝゝ深門ゆゆゆゆゝゝ
沢ゝゝと角いゝみゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゆゆゆゆゆゆゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゆ沢角ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゆふゝ民ゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
弧年ゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

貞享甲子八月二十五日　紫陽後学貝原篤信記

貞享二年 乙丑九月二十五日洛陽書林 村上平樂寺新刊

文化十四年 丁丑九月二十五日 中村直道 写